

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の規約変更について、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成18年12月13日提出

生駒市長 山 下 真

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部を改正する規約

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約（平成17年1月1日奈良県指令市町村第989号）の一部を次のように改正する。

第10条第6項中「吏員」を「職員」に改める。

第11条を次のように改める。

（会計管理者）

第11条 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、第13条第1項に定める職員のうちから、管理者が命ずる。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、組合の条例でその定数を増加することができる。

第12条第2項を次のように改める。

2 監査委員は、管理者が組合会の同意を得て議員及び組合市町村の識見を有する者のうちから選任する。この場合において、議員から選任する監査委員の数は1人とする。

第13条を次のように改める。

(職員)

第13条 第10条第1項及び前条第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置き、管理者が任免する。

2 前項に規定する職員の定数は、組合の条例で定める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。